

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	再開発等促進区等内の地区整備計画で高さの最高限度を規定、当該地区計画等に適合した建築物の絶対高さの緩和認定	
根拠法令・条項	建築基準法第68条の3第3項	
所管課	建築安全課	
審査基準	<p>認定については、法律の規定他、開発整備促進区を定める地区計画制度の運用について（技術的助言）（平成18年11月30日国都計第106号・国住発第166号）を準用する。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	<p>標準処理期間を設定できない理由</p> <p>審査基準の設定が困難であると同様に、処理期間の設定も困難である。</p>